

小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、現在必須事業である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の推進に対する課題として、高齢者健診の受診率が低く、健康状態不明者が多いこと、また、通いの場の参加者は男性が少ないため、男性へのアウトリーチ支援が不足していること等があり、課題解決に向けた取組として、小城市が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定める。

(実施)

第2 本業務は、委託業務により実施するものとする。

2 本業務を委託業務により実施するにあたって、別途定める「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業公募型プロポーザル実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。

3 前項の実施事業者の決定は、「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業公募型プロポーザル審査要領」により行う。

(委託業務上限額)

第3 委託業務上限額は、3,629,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(履行予定期間)

第4 履行期間は、令和7年6月18日から令和8年3月31日までとする。

(業務内容)

第5 本業務の推進にあたり、以下の2つの課題について取り組む。

- ・健診受診率が低く健康状態不明者が多いので、個別健診を中心に受診勧奨を強化する必要がある。
- ・通いの場の参加者は男性が少ないため、男性へのアウトリーチ支援が必要である。

本業務では、受診勧奨等の健康教育と訪問支援及びアセスメントを行う。訪問支援については、55人以上行うことを目標とする。

(1) 業務内容

ア) 実施計画書の作成

業務を開始する前までに実施計画書を作成し、市の承認を受ける。

イ) 高齢者健診未受診者および通いの場に参加されない方に対する啓発

高齢者健診未受診の方や通いの場に参加されない方に、高齢者健診の受診勧奨や適正受診、適正服薬、フレイル予防等について話を行う健康教育（ポピュレーションアプローチ）あるいは健康相談等を行い、アンケート等により参加者の個人情報の取得及び相談・訪問支援の希望の有無を確認する。

※対象者と接触する場所や方法については、ご提案ください。

ウ) 相談希望者の登録と事前レセプト確認

相談希望者の中から、高齢者健診未受診者や通いの場に参加されない方、認知症疑いのある方、フレイルの恐れがある方などに絞り、訪問を計画し、登録する。1回目訪問時に相談登録者にあったアセスメントができるように、レセプト状況を訪問前に確認する。

エ) 相談登録者への1回目の訪問支援（ハイリスクアプローチ）

後期高齢者質問票やオーラルフレイル質問票の記載、レセプト状況や聞き取り内容をもとにした高齢者健診の受診勧奨や適正受診、服薬指導、生活指導、フレイル予防等についての説明のほか、介護予防事業や通いの場の紹介、ケアマネジャーへの情報提供等、訪問健康指導を行う。

また、必要と判断する方や希望者には、認知機能検査も行う。

オ) 相談登録者への2回目の訪問支援（ハイリスクアプローチ）

1回目に訪問した際に行った、保健指導による生活改善の状況把握や高齢者健診受診の有無、受診や服薬状況の確認、通いの場への参加の有無など、前回の訪問健康指導後の生活の変化について確認し、各相談登録者にあった適切な助言を行う。

カ) 事業評価

2回訪問支援を行った結果、相談者の医療上の変化について、レセプトで確認を行い、その内容も含めて、事業評価報告書を作成し、小城市へ提出する。

事業評価報告書は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で市が佐賀県後期高齢者医療広域連合に実績報告を提出する内容を網羅しているものとする。

キ) 打合せ

業務の進捗状況の共有のため、1月に1回は打合せを行うものとする。

(2) 職員の配置

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の地域を担当する医療専門職に該当し、本業務を遂行できる専門的な知識・技術を持った担当者を配置すること。

(対象者)

第6 後期高齢者医療保険に加入されている小城市民で、健康教育に参加し健康相談及び訪問支援を希望する者。

(業務の実施方法)

第7 本業務の実施に当たっては、原則として、次の要件を満たす、民間事業者の本業務の全部を委託して実施する。

- (1) 本業務を適切、公正、中立、誠実かつ効率的に実施することができる事業者であること。
- (2) 九州内に事業所（本社、本店、支社、支店）を構え、法人格を有する団体であること。
- (3) 仕様書で定めた人材を配置し、事業展開ができること。
- (4) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (6) 小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続きの決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 自己又は自社の役員等が小城市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第6条に規定する暴力団等である。

イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を終結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

(10) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。

(実施上の留意事項)

第 8

- (1) 関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- (2) 本業務においては、小城市個人情報保護条例、小城市暴力団排除条例、その他、各種関係法令を遵守し、適法かつ適切な事務を行うこと。
- (3) 本実施要領に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。